**注記（事業別財務諸表：恩給及び退職年金）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

事業の概要

地方公務員等共済組合法（昭和３７年１２月１日施行）に移行する前に退職した府職員及びその遺族に対し、恩給法又は府吏員退隠料等条例に基づき、恩給、退隠料、

遺族扶助料等を支給しています。